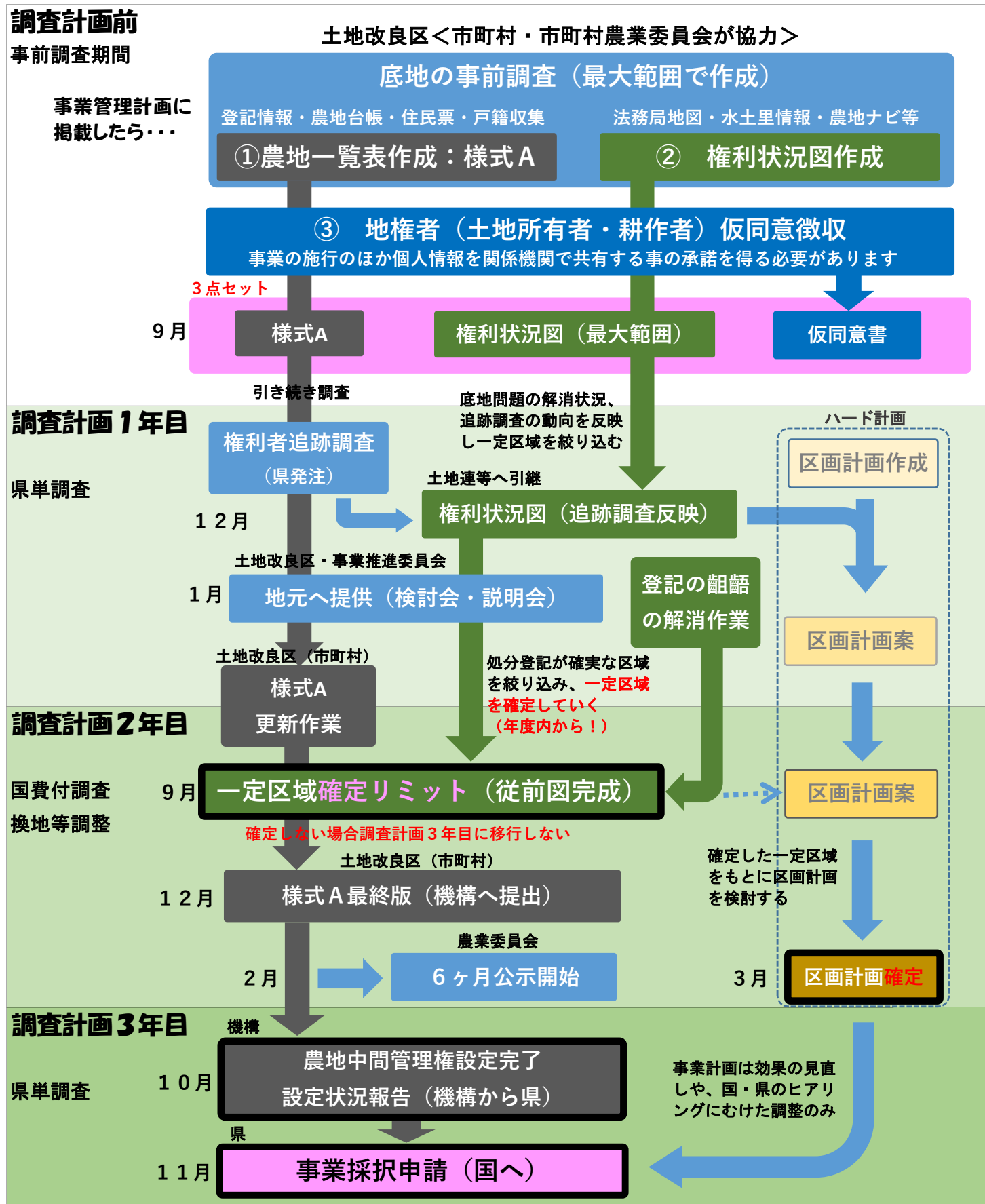


ほ場整備事業の底地調査基本スケジュール

<確実に事業採択するための最低限のスケジュールです>



スケジュールのポイント

このスケジュールはギリギリです！前倒して作業を進めて下さい

調査計画前の事前作業・・・3点セット準備！

最大範囲で作成します。どの農地がどのような権利状況なのか調査計画着手までに「見える化」しておく必要があります。これをベースに今後の計画を検討をしていきます。

- ① 農地一覧表（様式A）
登記情報ベースが理想ですが農地台帳や土地改良区の台帳をベースに作成しても構いません
- ② 権利状況図
法務局地図、水土里情報や農地ナビ等で農地一覧表の情報が分かる図面を作成して下さい
- ③ 仮同意書（仮同意率 9月確認時：「土地所有者」9割以上、「耕作者」100%）
今後数年、個人情報に関係機関で共有することについて地権者から承諾を得ること

【重要】未相続地は、農地中間管理権の設定までに相続予定者が個人で相続登記を済ませることが原則です。この時点でできるだけ未相続は解消しておくか、解消に向け動き出してください。また、所有権移転仮登記・差押等農地中間管理権の設定に支障のある事案は解消してください。

調査計画1年目・・・調査計画スタート！

様式A、権利状況図を引継ぎ、前年度までに解決できなかった未相続地の解決を進めます。

- 権利者追跡調査・・・未相続地の相続登記のために必要な相続関係説明図の作成などを、県の発注業務として行い、相続登記ができるようお手伝いします。（区画計画に重要な影響を及ぼす農地で、権利者全員のうち5%程度を調査します）
- 県で調査した案件は、1月には相続登記に必要な相続関係説明図、遺産分割協議書等の情報を提示します。この後の押印・署名等の遺産分割協議書を本人により整えていただきます。詳しい手続き等については、検討会・説明会などで説明します。
- 一定区域の確定は、相続登記作業の進捗と両輪です。ご協力をお願いします。

調査計画2年目・・・一定地域の確定！年明けから農地中間管理権の設定に動き出します

- 9月までに、地区内の農地が換地処分が確実に完了できる状態にして一定区域を確定します。この時点で一定区域が確定しない場合は、次のステップには進まず、引き続き底地の調査・調整を継続して下さい。（3年目調査を行わない）
- 「換地処分登記が確実に完了できる」とは、相続登記が完了、相続未登記であっても「遺産分割協議書」が作成済みであることや、財産管理制度を活用する等による換地処分の見通しが立っていることを想定しています。
- 6ヶ月公示（未相続で相続人1人が判明）の案件がある場合は、遅くとも9月までには市町村農業委員会へ市町村から探索を要請する必要があります。情報共有が大切です。

調査計画3年目・・・10月までに農地中間管理権設定！

- 10月までに農地中間管理権を設定するためのスケジュールは、各市町村によって違います。具体的なスケジュールは、秋田県農地中間管理機構や市町村農業委員会等へご確認下さい。
- 不測の事態で10月までに農地中間管理権が設定できない場合は、秋田県農地中間管理機構か県にご相談下さい。

【担当：秋田県農林水産部農地整備課土地改良指導班／農山村振興課農村整備計画班】